

石川県公報

令和8年3月31日

第13895号(火曜日)

毎週2回 火曜 金曜発行

目次

告 示		公 告	
○森林病虫害等防除法第5条第1項の規定による命令の内容となる事項 (森林管理課)	1	○車両制限令第3条第1項第3号に定める道路の指定及び同令第10条第1項に定める通行方法 (同)	5
○石川県資源管理方針の一部変更 (水産課)	2	○車両制限令第3条第1項第3号に定める道路の指定の解除 (同)	6
○令和8管理年度知事管理漁獲可能量の設定並びに公表について(くろまぐろ(小型魚)、くろまぐろ(大型魚)及びするめいか) (同)	3	○土地改良区の定款変更認可公告 (農業基盤課)	6
○一般国道の区域の変更 (道路整備課)	3	○道路の位置の指定公告 (建築住宅課)	6
○県道の区域の変更 (同)	4	○入札公告 (警察本部)	7
○県道の供用の開始 (同)	5	選挙管理委員会	
○車両制限令第3条第1項第2号イに定める道路の指定 (同)	5	○政治団体の届出の公表	11
○車両制限令第3条第1項第2号イに定める道路の指定の解除 (同)	5	○政治団体の届出事項の異動の届出の公表	11
		○政治団体の解散の届出の公表	12

告 示

石川県告示第110号

森林病虫害等防除法(昭和25年法律第53号)第5条第1項の規定により、次のとおり命令をする。

令和8年3月31日

石川県知事 山 野 之 義

1 区域及び期間

(1) 区域

加賀市、小松市、能美市、白山市、金沢市、かほく市、羽咋市、七尾市、輪島市、珠洲市、河北郡内灘町及び津幡町、羽咋郡宝達志水町及び志賀町並びに鳳珠郡穴水町及び能登町に存する高度公益機能森林及び被害拡大防止森林の区域

(2) 期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

2 森林病虫害等の種類

松くい虫

3 行うべき措置の内容

松くい虫が付着している伐採木等(伐採された樹木その他土地から分離した樹木の幹及び枝条(用材及び薪炭材であるものを含む。)並びにこれらの包装をいう。)は、松くい虫を駆除した後でなければ移動しないこと。ただし、松くい虫が付着している伐採木等の破碎又は焼却を目的として、移動場所、移動時間、駆除予定時期等を事前に当該伐採木等の存する地域を管轄する農林総合事務所長に申請し、承認を受けた場合については、この限りでない。

4 命令をしようとする理由

1(1)に定める区域及びその周辺区域の松林において、松くい虫の被害が発生しており、又は発生するおそれがあり、本年度の気象条件等からみて3に掲げる措置を行わなければ松くい虫の被害が異常にまん延し、1(1)に定める区域及びその周辺区域の松林に重大な損害を与えるおそれがあるため。

5 その他必要な事項

3に掲げる措置については、森林害虫防除員の指示に従うこと。

1 区域及び期間

(1) 区域

加賀市、小松市、能美市、白山市、かほく市、羽咋市、珠洲市、河北郡内灘町並びに羽咋郡宝達志水町及び志賀町に存する森林の区域のうち、次のとおりとする。

(2) 期間

令和8年5月10日から同年7月20日まで

2 森林病虫害等の種類

松くい虫

3 行うべき措置の内容

1(1)の区域内において松くい虫による被害を受け、又は受けるおそれがある樹木を所有し、又は管理する者は、当該樹木に薬剤による防除を実施すること。

4 命令をしようとする理由

松くい虫が異常にまん延し、1(1)に定める区域及びその周辺区域の松林に重大な損害を与えるおそれがあるため。

5 その他必要な事項

(1) 3に掲げる措置については、森林害虫防除員の指示に従うこと。

(2) 3に掲げる樹木を所有し、又は管理する者は、令和8年4月20日までに当該樹木の所在する地域を所管する農林総合事務所長を経由して、知事に防除実施計画を提出しなければならない。

(3) 3に掲げる措置を行った者又はその代理人は、当該措置を行った後、速やかに当該樹木の所在する地域を管轄する農林総合事務所を経由して、知事にその旨を届けなければならない。

(4) 知事は、3に掲げる措置を行うべき樹木を所有し、又は管理する者が1(2)に定める期間内に3に掲げる措置を行わないとき、行っても十分でないとき、又は行う見込みがないときは、当該措置の全部又は一部を行うことができる。

〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を石川県農林水産部森林管理課並びに加賀市、小松市、能美市、白山市、かほく市、羽咋市及び珠洲市の市役所並びに河北郡内灘町、羽咋郡宝達志水町及び志賀町の町役場に備え置いて縦覧に供する。)

石川県告示第111号

漁業法（昭和24年法律第267号）第14条第9項の規定により、石川県資源管理方針（令和2年石川県告示第396号）の一部を次のように変更した。

令和8年3月31日

石川県知事 山 野 之 義

変更した箇所	変 更 後 の 内 容
第6 その他資源管理に関する重要事項 1(2)	漁獲量等の情報は、法第26条第1項若しくは第2項又は第30条第1項若しくは第2項の規定による漁獲可能量による管理として行うもののほか、知事許可漁業の許可を受けた者による資源管理の状況等の報告（法第58条において準用する法第52条第1項）、漁業権者による資源管理の状況等の報告（法第90条第1項）においても報告が義務付けられている。これらの報告により収集した情報を農林水産大臣へ報告し、農林水産大臣及び知事が相互に漁獲量等の情報を共有することにより、適切な資源管理に向けてこれらの情報を活用していくこととする。
(別紙1-5 くろまぐろ(大型魚)第2 1(2) 漁獲量の管理の手法等	当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。 陸揚げした日から3日以内（行政機関の休日は算入しない。）

(別紙 1 - 5 くろまぐろ (大型魚)) 第 2 2
 (2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。
 陸揚げした日から 3 日以内 (行政機関の休日は算入しない。)

石川県告示第112号

漁業法 (昭和24年法律第267号。以下「法」という。) 第16条第 1 項の規定により、くろまぐろ (小型魚)、くろまぐろ (大型魚) 及びするめいかに関する令和 8 管理年度 (令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までの期間をいう。以下同じ。) における数量を次のように定めた。

令和 8 年 3 月 31 日

石川県知事 山 野 之 義

くろまぐろ (小型魚)、くろまぐろ (大型魚) 及びするめいかに関する令和 8 管理年度における法第16条第 1 項に定める数量は、次のとおりとする。

第 1 くろまぐろ (小型魚)

- 1 都道府県別漁獲可能量について本県に定められた数量
101.7トン
- 2 知事管理区分に配分する数量

知事管理区分	配分数量
石川県定置網漁業	92.7トン
石川県漁船漁業	7.0トン

第 2 くろまぐろ (大型魚)

- 1 都道府県別漁獲可能量について本県に定められた数量
60.5トン
- 2 知事管理区分に配分する数量

知事管理区分	配分数量
石川県定置網漁業	52.5トン
石川県漁船漁業	6.0トン

第 3 するめいか

- 1 都道府県別漁獲可能量について本県に定められた数量
現行水準
- 2 知事管理区分に配分する数量

知事管理区分	配分数量
石川県知事管理漁業	現行水準

石川県告示第113号

道路法 (昭和27年法律第180号) 第18条第 1 項の規定により、次のとおり一般国道の区域を変更した。なお、その関係図面は、令和 8 年 4 月 1 日から同月 15 日まで縦覧に供する。

令和 8 年 3 月 31 日

石川県知事 山 野 之 義

路線名	道路の区域				関係図面の縦覧場所
	変更の区間	旧新別	敷地の幅員(m)	延長(m)	
305号	加賀市大聖寺菅生タ2番4地先から 加賀市大聖寺菅生町24番1地先まで	旧	25.30 ~ 9.40	154.4	大聖寺土木事務所 維持管理課
	加賀市大聖寺菅生タ2番4地先から 加賀市大聖寺菅生町24番1地先まで	新	39.20 ~ 11.30	154.4	
470号	七尾市大津町ツ27番地先から 羽咋郡志賀町徳田丙102番1地先まで	旧	300.00 ~ 84.00	240.0	中能登土木 総合事務所のと里山 海道課
	七尾市大津町ツ27番地先から 羽咋郡志賀町徳田丙102番1地先まで	新	240.00 ~ 35.00	240.0	

石川県告示第114号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり県道の区域を変更した。

なお、その関係図面は、令和8年4月1日から同月15日まで縦覧に供する。

令和8年3月31日

石川県知事 山 野 之 義

路線名	道路の区域				関係図面の縦覧場所
	変更の区間	旧新別	敷地の幅員(m)	延長(m)	
串加賀線	下記区間を道路区域に編入する。				大聖寺土木事務所 維持管理課
	加賀市大聖寺敷地24番1地先から 加賀市大聖寺菅生タ33番3地先まで	—	45.50 ~ 5.60	1,455.70	
小松加賀線	小松市安宅新町ナ12番1地先から 小松市安宅新町ナ38番3地先まで	旧	16.00	73.9	南加賀土木 総合事務所 維持管理課
	小松市安宅新町ナ12番1地先から 小松市安宅新町ナ38番3地先まで	新	25.67 ~ 19.50	73.9	
	下記の区間を道路区域に編入する。				
	小松市安宅新町7番地先から 小松市安宅新町2番地先まで	—	22.00	691.3	
	下記の区間を道路区域から除外する。				
	小松市安宅新町49番地先から 小松市安宅新町29番地先まで	—	23.60 ~ 15.10	867.6	
	小松市安宅新町イ248番9地先から 小松市安宅新町48番地先まで	—	18.30 ~ 12.00	167.8	
	小松市安宅新町ニ256番2地先から 小松市安宅新町ネ34番1地先まで	—	17.00 ~ 16.50	91.2	
丸山加賀線	下記区間を道路区域から除外する。				1,012.9
	小松市那谷町ス36番1地先から 小松市那谷町エ41番4地先まで	—	17.30 ~ 5.50		
七尾輪島線	下記の区間を道路区域から除外する。				33,948.9
	七尾市田鶴浜町タ73番2地先から 鳳珠郡穴水町字此木壱73番1地先まで	—	434.00 ~ 11.70		
	下記の区間を道路区域に編入する。				
	七尾市田鶴浜町タ73番2地先から 鳳珠郡穴水町字川島ワ126番2地先まで	—	30.60 ~ 8.00	24,391.1	

金沢田鶴浜線	下記の区間を道路区域から除外する。				中能登土木 総合事務所 のと里山 海道課
	羽咋郡志賀町徳田卯1番8地先から 七尾市大津町南椎木谷5番1地先まで	—	225.00 ~ 10.00	1,285.1	
	下記の区間を道路区域に編入する。				
	羽咋郡志賀町上棚へ36番1地先から 七尾市大津町ツ27番地先まで	—	65.50 ~ 8.00	19,742.4	
	羽咋郡志賀町徳田丙102番1地先から 七尾市大津町南椎木谷5番1地先まで	—	145.00 ~ 10.00	180.0	

石川県告示第115号

次のとおり県道の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、告示する。
なお、その関係図面は、令和8年4月1日から同月15日まで縦覧に供する。

令和8年3月31日

石川県知事 山 野 之 義

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日	関係図面の 縦覧場所
小松加賀線	小松市安宅新町ナ12番1地先から 小松市安宅新町ナ38番3地先まで	令和8年4月1日	南加賀土木 総合事務所 維持管理課

石川県告示第116号

車両制限令（昭和36年政令第265号）第3条第1項第2号イの規定により、通行する車両の長さ及び軸距に応じて定める総重量の最高限度が最大25トンである道路を次のとおり定める。

令和8年3月31日

石川県知事 山 野 之 義

1 指定する道路の種類、路線名及び区間

道路の種類	路線名	区 間
一般国道	160号	七尾市川原町18番地先から七尾市大泊町城外27番3地先まで

2 指定する期日

令和8年4月1日

石川県告示第117号

車両制限令（昭和36年政令第265号）第3条第1項第2号イの規定により指定した次の道路に係る通行する車両の長さ及び軸距に応じて定める総重量の最高限度が最大25トンである道路の指定は、令和8年3月31日限り解除する。

令和8年3月31日

石川県知事 山 野 之 義

指定を解除する道路の種類、路線名及び区間

道路の種類	路線名	区 間
県道	七尾輪島線	七尾市大津町南椎木谷5番1地先から鳳珠郡穴水町字此木1字73番地先まで
一般国道	470号	七尾市大津町南椎木谷5番1地先から七尾市高田町井之部38番地先まで

石川県告示第118号

車両制限令（昭和36年政令第265号）第3条第1項第3号の規定により、通行する車両の高さの最高限度が4.1メートルである道路を次のとおり指定し、併せて、同令第10条第1項の規定により、当該道路を通行する高さ3.8メートル

ルを超え4.1メートル以下の車両の通行方法を次のとおり定める。

令和8年3月31日

石川県知事 山 野 之 義

1 指定する道路の種類、路線名及び区間

道路の種類	路 線 名	区 間
一般国道	160号	七尾市川原町18地先から七尾市大田町参2番地先まで

2 指定する期日

令和8年4月1日

3 通行方法

1の道路を通行する高さが3.8メートルを超え4.1メートル以下の車両は、次の通行方法によらなければならない。

(1) 走行位置の指定

トンネル等の上空障害箇所では、車両又は車両に積載する貨物が建築限界を犯すおそれがあるので、車線からはみ出さないよう走行するとともに、道路に隣接する施設等に入出入りするためやむを得ず車線からはみ出す場合は、標識や樹木等の上空障害物に接触しないよう十分に注意すること。

(2) 後方警戒措置

後方車両に対して十分な車間距離を取らせ、交通の危険を防止するため、横寸法0.23メートル以上、縦寸法0.12メートル以上(又は横寸法0.12メートル以上、縦寸法0.23メートル以上)の地が黒色の板等に黄色の反射塗料その他反射性を有する材料で「背高」と表示した標識を、車両の後方の見やすい箇所に掲げること。

(3) 道路情報の収集

道路状況は、工事の実施等により変化することがあるので、あらかじめ道路情報を収集し、上空障害箇所のないことを確認の上走行すること。

石川県告示第119号

車両制限令(昭和36年政令第265号)第3条第1項第3号の規定により指定した次の道路に係る、通行する車両の高さの最高限度が4.1メートルである道路の指定は、令和8年3月31日限り解除する。

令和8年3月31日

石川県知事 山 野 之 義

指定を解除する道路の種類、路線名及び区間

道路の種類	路 線 名	区 間
県道	七尾輪島線	七尾市大津町南椎木谷5番1地先から鳳珠郡穴水町字此木1字73番地先まで
一般国道	470号	七尾市大津町南椎木谷5番1地先から七尾市高田町井之部38番地先まで

公 告

土地改良区の定款変更認可公告

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、次のとおり土地改良区の定款の変更を認可した。

令和8年3月31日

石川県知事 山 野 之 義

土 地 改 良 区 の 名 称	認 可 年 月 日
大 崎 土 地 改 良 区	令 和 8 年 3 月 13 日

道路の位置の指定公告

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

令和8年3月31日

石川県知事 山 野 之 義

関係土地の地名及び地番	道路の幅員及び延長	位置指定申請者	指定年月日
能美郡川北町字田子島は46番 6	幅員 7.00m 延長 21.07m	白山市宮永町428番地 北国リフォームサービス株式会社	令和 8 年 3 月 16 日

入 札 公 告

次のとおり一般競争入札を実施する。

令和 8 年 3 月 31 日

石川県知事 山 野 之 義

1 一般競争入札に付する事項

- (1) 契約件名
B型肝炎ワクチン接種等業務に係る単価契約
- (2) 業務内容
入札説明書による。
- (3) 契約期間
契約締結の日から令和 9 年 3 月 31 日まで
- (4) 予定数量
ア B型肝炎抗原・抗体価検査 170人
イ B型肝炎ワクチン接種（接種後の抗体価検査含む） 160人

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

この入札に参加することができる者は、平成10年度以降石川県が発注する物品の製造の請負、物品の購入等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査の申請の時期及び方法等（平成 9 年石川県告示第581号）に基づき、令和 8 年度において競争入札参加者資格を有する者で、次に掲げる条件の全てに該当し、かつ、知事によりこの契約に係る入札参加資格の確認を受けたものであること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 県の指名停止措置を受けていない者であること。
- (3) 次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること。

- ア 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第77号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者
- イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与している者
- ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしている者
- エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
- オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

3 入札者に要求される義務

入札者は、入札参加者資格確認申請書を提出しなければならない。入札参加者資格確認申請書には、次に示す事項について証明する書類を添えて令和 8 年 4 月 6 日（月）までに 5(1)の提出場所に提出すること。

なお、契約担当者から当該書類に関し説明を求められた場合には、これに応じなければならない。

- (1) 仕様書に定められる業務内容を公正かつ的確に遂行し得る者であること。
- (2) 国又は地方公共団体が発注した同種の業務を受注し、又は履行した実績を有し、この委託業務の履行が可能であると認められる者であること。

4 入札参加者資格の確認結果の通知

確認結果の通知は、令和 8 年 4 月 7 日（火）までに行う。

5 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所、入札説明書及び入札参加者資格確認申請書の交付場所並びに問合せ先

〒920-8553 金沢市鞍月1丁目1番地

石川県警察本部庁舎4階 会計課 電話番号 076-225-0110

(2) 入札説明書の交付方法

(1)の交付場所において交付

(3) 入札書の受領期限

令和8年4月8日(水) 正午

(郵送の場合は、簡易書留とし、受領期限内必着とする。宛先は(1)の提出場所とする。)

(4) 開札の日時及び場所

令和8年4月8日(水) 午後1時30分 石川県警察本部庁舎2階 入札室

6 入札方法

(1) 入札金額は、1(4)の各業務1回当たり単価に予定数量を乗じた金額を合計した総価により入札することとする。

(2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額をそれぞれ加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

7 落札者の決定方法

石川県財務規則(昭和38年石川県規則第67号)第119条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

8 入札に関する注意事項

(1) 入札参加者は、仕様書、契約書案その他関係書類を熟覧の上、入札すること。

(2) 入札参加者資格を有すると認められた者が入札を希望しないときは、入札に参加しないことができる。この場合において、県は、入札に参加しないことを理由に不利益な取扱いを行わない。

9 入札の無効

この公告に示した競争入札参加者資格のない者の提出した入札書、入札者に要求される義務を履行しなかった者の提出した入札書その他入札説明書に示す無効の入札書に掲げる入札書は、無効とする。

10 契約書作成の要否

要

11 入札保証金及び契約保証金

免除

1 一般競争入札に付する事項

(1) 契約件名

定期健康診断に係る単価契約

(2) 業務内容

入札説明書による。

(3) 契約期間

契約締結の日から令和9年3月31日まで

(4) 予定数量

ア 39歳以下 1,110人

イ 40歳以上 190人

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

この入札に参加することができる者は、平成10年度以降石川県が発注する物品の製造の請負、物品の購入等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査の申請の時期及び方法等(平成9年石川県告示第581号)に基づき、令和8年度において競争入札参加者資格を有する者で、次に掲げる条件の全てに該当し、かつ、知事によりこの契約に係る入札参加資格の確認を受けたものであること。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 県の指名停止措置を受けていない者であること。

(3) 次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること。

- ア 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者
- イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与している者
- ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしている者
- エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
- オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

3 入札者に要求される義務

入札者は、入札参加者資格確認申請書を提出しなければならない。入札参加者資格確認申請書には、次に示す事項について証明する書類を添えて令和8年4月6日（月）までに5(1)の提出場所に提出すること。

なお、契約担当者から当該書類に関し説明を求められた場合には、これに応じなければならない。

- (1) 仕様書に定められる業務内容を公正かつ的確に遂行し得る者であること。
- (2) 国又は地方公共団体が発注した同種の業務を受注し、又は履行した実績を有し、この委託業務の履行が可能であると認められる者であること。

4 入札参加者資格の確認結果の通知

確認結果の通知は、令和8年4月7日（火）までに行う。

5 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所、入札説明書及び入札参加者資格確認申請書の交付場所並びに問合せ先
〒920-8553 金沢市鞍月1丁目1番地
石川県警察本部庁舎4階 会計課 電話番号 076-225-0110
- (2) 入札説明書の交付方法
(1)の交付場所において交付
- (3) 入札書の受領期限
令和8年4月8日（水）正午
(郵送の場合は、簡易書留とし、受領期限内必着とする。宛先は(1)の提出場所とする。)
- (4) 開札の日時及び場所
令和8年4月8日（水）午後1時40分 石川県警察本部庁舎2階 入札室

6 入札方法

- (1) 入札金額は、1(4)の各業務1回当たり単価に予定数量を乗じた金額を合計した総価により入札することとする。
- (2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額をそれぞれ加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

7 落札者の決定方法

石川県財務規則（昭和38年石川県規則第67号）第119条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

8 入札に関する注意事項

- (1) 入札参加者は、仕様書、契約書案その他関係書類を熟覧の上、入札すること。
- (2) 入札参加者資格を有すると認められた者が入札を希望しないときは、入札に参加しないことができる。この場合において、県は、入札に参加しないことを理由に不利益な取扱いを行わない。

9 入札の無効

この公告に示した競争入札参加者資格のない者の提出した入札書、入札者に要求される義務を履行しなかった者の提出した入札書その他入札説明書に示す無効の入札書に掲げる入札書は、無効とする。

10 契約書作成の要否

要

11 入札保証金及び契約保証金 免除

1 一般競争入札に付する事項

- (1) 契約件名
運転教育教本納入に係る単価契約
- (2) 納入予定数量
129,000冊
- (3) 納入期間
契約締結の日から令和9年3月31日まで
- (4) 納入場所
石川県警察本部が指定する場所

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

この入札に参加することができる者は、平成10年度以降石川県が発注する物品の製造の請負、物品の購入等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査の申請の時期及び方法等（平成9年石川県告示第581号）に基づき、令和8年度において競争入札参加者資格を有する者で、次に掲げる条件の全てに該当し、かつ、知事によりこの契約に係る入札参加資格の確認を受けたものであること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 県の指名停止措置を受けていない者であること。
- (3) 次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者

イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与している者

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしている者

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

3 入札者に要求される義務

入札者は、入札参加者資格確認申請書を提出しなければならない。入札参加者資格確認申請書は、仕様書に定められる業務内容を公正かつ的確に遂行し得る者であることについて証明する書類を添えて令和8年4月24日（金）までに5(1)の提出場所に提出すること。

なお、契約担当者から当該書類に関し説明を求められた場合には、これに応じなければならない。

4 入札参加者資格の確認結果の通知

確認結果の通知は、令和8年4月27日（月）までに行う。

5 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所、入札説明書及び入札参加者資格確認申請書の交付場所並びに問合せ先
〒920-8553 金沢市鞍月1丁目1番地
石川県警察本部庁舎4階 会計課 電話番号 076-225-0110（内線2213）
- (2) 入札説明書の交付方法
(1)の交付場所において交付
- (3) 入札書の受領期限
令和8年4月28日（火）正午
（郵送の場合は、簡易書留とし、受領期限内必着とする。宛先は(1)の提出場所とする。）
- (4) 開札の日時及び場所
令和8年4月28日（火）午後1時30分 石川県警察本部庁舎2階 入札室

6 入札方法

入札金額は1(1)の物件の1冊当たりの単価額を記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

7 落札者の決定方法

石川県財務規則（昭和38年石川県規則第67号）第119条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

8 入札に関する注意事項

- (1) 入札参加者は、仕様書、契約書案その他関係書類を熟覧の上、入札すること。
- (2) 入札参加者資格を有すると認められた者が入札を希望しないときは、入札に参加しないことができる。この場合において、県は、入札に参加しないことを理由に不利益な取扱いを行わない。

9 入札の無効

この公告に示した競争入札参加者資格のない者の提出した入札書、入札者に要求される義務を履行しなかった者の提出した入札書その他入札説明書に示す無効の入札書に掲げる入札書は、無効とする。

10 契約書作成の要否

要

11 入札保証金及び契約保証金

免除

選 挙 管 理 委 員 会

石川県選挙管理委員会告示第56号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定による政治団体の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定により、その名称等を次のとおり公表する。

令和8年3月31日

石 川 県 選 挙 管 理 委 員 会

（政党の支部）

国会議員関係政治団体以外の政党支部

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	1以上の市町村等の区域を単位として設けられる支部	届出年月日
自由民主党 石川県かほく市第二支部	金子健太郎	橋川章	かほく市木津ハ23-29	○	令和8年2月3日

（政党の支部以外のその他の政治団体）

国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
山崎ちから後援会	山崎主税	山崎リエ	能美市福岡町イ163-1	令和8年2月5日
親和の金沢	吉谷哲朗	桶川秀志	金沢市入江3丁目134番地 エルエス会館3F	令和8年2月16日
イチローとあゆむ会	大谷憲	荒尾秀典	金沢市三池新町9番地9	令和8年2月20日

石川県選挙管理委員会告示第57号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条第1項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったの

で、同法第7条の2第1項の規定により、次のとおり公表する。

令和8年3月31日

石川 県 選 挙 管 理 委 員 会

(政党の支部)

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	新	旧	異動年月日
自由民主党石川県自動車販売支部	小杉雄二	会計責任者	谷口剛	松田等	令和7年6月1日

(政党の支部以外のその他の政治団体)

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	新	旧	異動年月日
市民本位の金沢市政をつくる会	中内晃子	主たる事務所の所在地	金沢市昭和町5-13平和と労働会館石川県労働組合総連合内	金沢市京町28-8石川民医連労働組合内	令和8年1月1日
かなざわ輝きフォーラム	徳野英治	代表者	徳野英治	広島章生	令和8年2月1日
福村章小松問屋センター後援会	西木戸秀幸	主たる事務所の所在地	小松市問屋町20番地	小松市問屋町60番地	令和8年2月1日
電機連合石川政治活動委員会	宮永貴之	会計責任者	西田翔	徳本喜彰	令和8年2月1日
金沢をひらく会	笠村真由美	政治団体の名称	金沢をひらく会	地元出身の市長を誕生させる会	令和8年2月5日
		会計責任者	町野順一	橋本崇史	令和8年2月5日
玉野道を支える会	玉野道	会計責任者	山口健一	杉林孝幸	令和8年2月12日
金沢政策研究会	玉野道	会計責任者	山口健一	杉林孝幸	令和8年2月12日

石川県選挙管理委員会告示第58号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第17条第1項の規定による政治団体の解散の届出があったので、同条第3項の規定により、次のとおり公表する。

令和8年3月31日

石川 県 選 挙 管 理 委 員 会

(政党の支部以外のその他の政治団体)

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日
川口かつのり連合後援会	川口克則	令和8年2月15日